

# 働き方改革推進支援助成金について (ご申請前に必ずお読みください)

## 1. 問い合わせについて

ご相談前に交付要領・支給要綱・申請マニュアルを必ず確認してください。なお、助成対象経費として認められるかについて申請前に相談をいただいても、生産性向上・労働能率増進に資するか等含めて申請後に精査する必要があることから回答はできませんのでご了承ください。

## 2. 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入について

労働能率の増進に資する設備・機器等の導入を改善事業として申請した場合、労働能率の増進に資するか不明な場合は支給対象外となります。

例えば、美容院の洗髪用機器であるマイクロバブルシステムについては、ドライ時間が〇%短縮されるとご申請いただいても、短縮されるとしているメカニズムが客観的かつ合理的に証明されないと労働能率の増進に資することが認められず支給対象外となります。

その他、鍼灸院等からの「手技による施術よりも機器を使用したほうがより短時間で同等の効果が生じるので、労働能率増進効果がある」として機器を申請する場合、申請者の主観的な申立だけでは認められず、何らかの客観的かつ合理的な疎明が必要となります。

## 3. 第三者が関与する申請について

本助成金の申請を代行できるのは提出代行者・事務代理・代理人に限られます。

申請者や提出代行者・事務代理・代理人以外の方から申請の具体的な内容等についてのお問い合わせにお答えすることはできません。

## 4. 必要書類

愛知労働局ホームページ掲載の必要書類一覧をご確認いただき書類のご提出をお願いいたします。

## 5. その他

申請前には交付要綱・支給要領・申請マニュアル・Q&A を必ずお読みください。

審査は受付順に行っております。申請期限前には申請が集中し、申請状況によっては審査を行うまでにお時間をいただく場合がございます。また、書類に不備・不足がある場合は決定が遅くなるためご留意願います。

予算の都合上、申請期限前に受付を終了する場合もあるため、申請はお早めをお願い

いたします。

**愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課**

■ 所在地：〒460-8507

名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

■ 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分

■ 電話：052-857-0313

■ メールアドレス：23kkjyoseikin@mhlw.go.jp（申請後の追加資料、補正資料の受取専用メールアドレスです。ご質問や新規申請をいただいても受付できません）